

FSA対応 +SAの概要

日本GAP協会 +SA研修(指導員、農場向け)

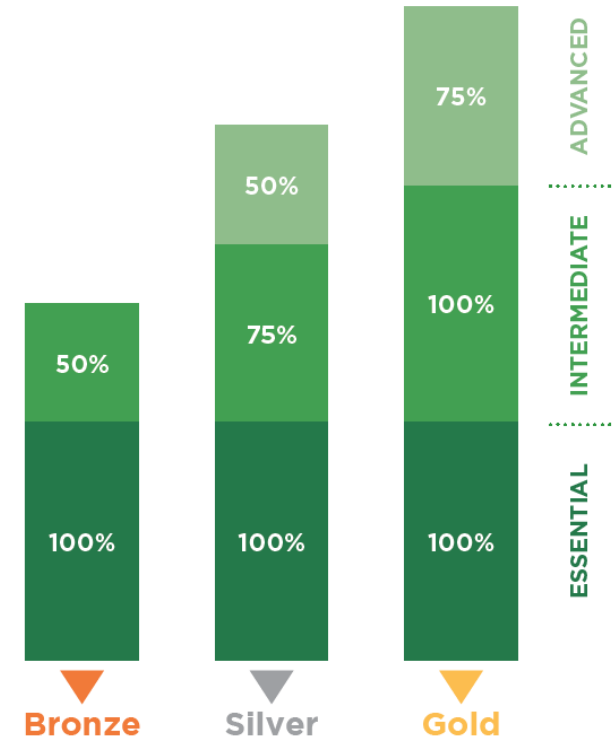
1. FSAとは
2. +SAの適合証明
3. +SAの要求事項

1. FSAとは

- SAI Platform: Sustainable Agriculture Initiative Platform
- ネスレ、ユニリーバ、ダノンによって2002年に設立
- 目的: 持続可能な農業
- 農協・製造業・小売業者などフードシステムに関わる幅広い業種から、170以上の組織が加盟
- FSA(農場の持続可能性評価)、ERBS(欧州牛肉持続可能性円卓会議)、SDP(持続可能な酪農パートナーシップ)の規格を持つ
- 2014年にFSAプログラム開発

⇒ 農業の持続可能性を主眼とするFSAへの世界的な支持が広がっている中で、JGAPにおいても世界の潮流に対応するため、ベンチマーキングに取り組むこととした。

- 農場の持続可能性を評価・測定するシステム(ISOに基づく認証制度ではない)
- 現行バージョンのFSA3.0は2021年4月にリリース
- 初級、中級、上級の3段階に分かれた109項目からなる基準
- 評価レベルもゴールド、シルバー、ブロンズの3段階
- 他のスキームに対するベンチマーキングの仕組みを持ち、GLOBAL GAP (GRASP, GGFSA) やレインフォレストアライアンス等がある。
+SA、GRASP、RAはシルバーレベル承認



2. +SAの適合証明

- アドオン規格に関する運用基準を作成:+SA総合規則
- FSAとのベンチマーキングにおいては、運用ルールは承認の対象外であるため、スキームオーナーの判断で作成。これは団体認証においても同様。
- JAB認定を通じた認証ではなく、「適合証明」として扱う。「認証書」ではなく「適合証明書」を発行。

- +SAの審査はJGAPの審査に付随して行われる、+SAのみの審査は行わない。
- 必ずJGAPの初回、維持、更新審査のタイミングで行う。
- 標準の審査工数は1時間とする。審査工数を削減する場合は50%まで(最低30分)。

- 審査申し込みはJGAPの申込書に+SAのチェック欄を追加、農場・団体と認証機関の合意事項に+SAの追加があるか確認する。
- JGAPの認証の決定の基準を満たしたうえで+SAの評価の判定基準を満たす必要がある。
- JGAPの認証なしに+SAのみの適合証明書を発行することはできない。
- 農場登録料は税別で1年当たり個別1,000円、団体400円/農場
⇒JGAP農場登録料に+SA農場登録料が追加される

- 本研修を受講すると研修受講証明書(PDF)が発行される。
- +SA指導員という資格(カード)は用意しない。
- +SAの指導は本研修を受講していなくても可能だが、受講済みであることを推奨する。
- +SAの自己点検は本研修を受講していなくても可能だが、受講済みであることを推奨する。
- **+SAの団体内部監査員、内部監査補佐役は本研修の受講を必須とする。**



- 持続可能性を表す＋SA規格として独自のロゴマークを、適合証明書、宣伝資材、農産物の包装等に表示可能とする。
- ロゴマークデザインはグラデーションが出づらい資材向けもあり
- 審査時に＋SAロゴマーク使用許諾書の確認は不要



3. +SAの要求事項

SA1	必須	土地の利用権	土地を使用する権利を確認できる法的記録がある。 または正当な所有権、借地権があることを説明できる。
-----	----	--------	--

- 確認する記録類:登記事項証明書(登記簿謄本)や登記済権利証、賃貸借契約書、固定資産税納税通知書
- 登記を確認する手段の例:登記情報提供サービス;インターネット上で不動産登記情報を確認できるサービス(記載されている内容も登記事項証明書と同じだが、証明文や公印等は付加されない)
- 法的書類がない場合は、口頭による説明を行う。
- 自己所有の場合は登記の有無、借地の場合は賃貸借契約書があるか確認、問題がある土地と無い土地の仕分けをする。
- 圃場台帳にこの項目の情報も記録するとよい(cf1.1)

SA2	必須	土地の購入	土地を購入する場合は以下の条件を満たしている。 (1) 公式・非公式にかかわらず土地所有権を設定していない場合は、耕作を行う権利を示す文書がある。 (2) 購入する土地の境界が明確でない場合は、近隣住民や地元の市町村がその土地の所有権を認めている。 (3) 土地の所有権に関し紛争がある場合は、話し合いにより公平かつ適時に処理されている。
-----	----	-------	---

- これから購入する土地、過去1年に購入した土地が対象。登記を確認する。
- 土地を購入したのに登記をしない場合、第三者が登記してしまうと所有権を主張できない(売主がより有利な条件で別の買主に二重売買するなど)。
- 境界には、土地登記簿に記載された隣接する土地との境界線である「筆界」と、隣地所有者と話し合って決める「所有権界」の2つがある。
- 所有権界は当事者間で合意すれば自由に変更でき、変更した際は現地に境界標(境界を表すコンクリートや石、金属の杭)やブロック塀などを設置するのが一般的⇒所有権界の合意を確認する。

SA3	必須	商取引の透明性	商取引について、以下の取り組みを実施している。 (1) すべての商取引に関連する文書を保持している (2) 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為を行わないことを明確化している。
-----	----	---------	---

- トレーサビリティの確保と関係する、JGAPで求められている収獲記録や出荷記録の保管、購入したもの・サービスについて納品書や領収書などを保管する、自分の農産物を出荷した際の書類も保管する。
- 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為については農場の方針の中にこれらの行為を行わないことを盛り込んで作業者に周知を図る。審査ではこれらのことを行わないようにするためにどのようなことに気を付けているか答えられるようにする。

SA4	必須	法令の遵守	農業経営に関連する法令の最新情報を入手する手順を文書化している。 また、適用される法律や規制を確実に遵守する手順を文書化している。
-----	----	-------	--

- 最新の法令を持っている(印刷している)必要はない。例えば、肥料取締法が改正された場合、新しい法律を入手する方法(インターネットからのダウンロード方法、普及センターの担当部署名や担当者名)を知っていればよい。審査ではどのように入手するのか、実際にたどれるかできるようにしておく。
- 法律や規制を確実に遵守する手順の文書化、責任者の責務の管理点と結びつけ、自分の担当する部門の基準文書に関する最新情報の把握と法令の把握を行い、作業者に法令やJGAPの最新情報を周知する、JAや普及所からの情報、JGAPメルマガなどで情報入手し、農水省のウェブサイトなどでさらに情報を集め、ミーティングで周知する。

SA5	必須	販売に関する契約	農産物に関する以下を含む契約について文書化されている。または、作物の購入に同意している協同組合等の団体の会員であることを示すことができる。 (1) 仕様 (2) 価格 (3) 取引量 (4) 支払条件
-----	----	----------	--

- 出荷先と農産物の出荷に関する契約が求められている。搾取を防ぐため適正な条件での取引に必要とされている。
- 基本的には出荷が始まる前に取引の条件を定めて契約書を交わす必要があるが、事前の契約が困難な場合は適正な取引であったことを示す書類として伝票類を保管するのでもよい。
- JAなどの協同組合に委託販売を依頼している場合は組合の会員であることを示せばよい、組合員証明書でなくても所属していることが分かる資料ならよい(組合費の支払い領収書など)。専門農協も同様の確認でよい。JA以外の取引先があればその分の契約書や伝票類が必要となる。

SA6	必須	農薬の使用	a. 農薬は生産国の登録があるもののみを適切に使用している。 b. 薬剤の原体に以下が含まれている農薬を使用していない。使用している場合は、将来的に使わない方針としている。 ・ベノミル、フルオルイミド、フルバリネート、アラクロール、フルアジホップ、ブロマシル、チウラム
-----	----	-------	---

- 生産国の登録があるもののみを使用についてはJGAPの管理点にすでにあるが、+SAの管理点にも入れることをSAIから求められた。
- FSAにおいて、使用を禁止している農薬は、レッドリストとして定められている。レッドリストとはストックホルム条約、ロッテルダム条約、モンリオール議定書、WHOが推奨する農薬の危険度分類など国際条約を元に作成された禁止農薬のリストのこと。

ストックホルム条約:環境中での残留性が高いPCB、DDT、ダイオキシン等のPOPs(残留性有機汚染物質)について国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。2018年12月現在151ヶ国及び欧州連合(EU)が署名、我が国を含む181ヶ国及びEUが締結している。

ロッテルダム条約:先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続(Prior Informed Consent、通称PIC)等を設けた条約。2005年6月27日現在、90ヶ国及びEUが締結。我が国は2004年6月15日に締結し、9月17日より国内において効力発生。現在、条約は39物質を対象にしている。

オゾン層保護を目的とした国際的枠組みを定めた「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が1987年に、同条約に基づいてオゾン層破壊物質の生産・消費を規制する「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1989年に発効した。

WHOが推奨する農薬の危険度分類:1975年のWHO総会で承認、その後数年ごとに改訂・再発行、農薬管理に関するFAO/WHO合同会議で策定された基準を用いて「危険性の高い農薬」を定義する際に利用、そのうち表6「農薬としての使用が廃止または中止されたと思われる有効成分リスト」に記載の成分がレッドリスト対象となっている。

SA7	必須	農地の造成	2015年12月31日以降に農地以外の土地を新たに造成した場合は圃場が原生林、湿地帯、自然保護地域ではないこと、またそれらの地域に影響を与えていないことを文書により証明できる。
-----	----	-------	--

- 2015年12月31日以降が対象なのでそれ以前の農地については該当外。これ以降に農地以外から農地を造成した場合、元の土地の地目が田、畑以外の場合に注意する。
- 自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。
- 地図、航空写真等からその圃場が造成前に自然保護地域ではなく、それらの地域に影響がないことを示す。
- 環境省が「日本の重要湿地500」を選定している、この指定は必ずしも市町村の自然環境保全地区等と一致していない。巻末にリストがあるので審査対象農場が該当地域にあり、農地の造成をしている場合は詳しく確認する。

SA8	必須	労働者の雇用・採用	a. 農場は労働者の雇用・採用に関する募集費用を負担しており、労働者に負担させていない。 b. 人材派遣会社を使っている場合以下を実施していることを確認している。 (1) 国から許可を得ていること (2) 詐欺的または強制的な募集慣行を行っていないこと (3) 労働関係法令の労働者関連要件に準拠していること
-----	----	-----------	---

- (参考)ILO民間職業仲介事業所条約 第181号 1997

7条手数料経費徴収の禁止

批准国における人材派遣会社では、労働者にあっせん手数料を負担させていない。

- 人材紹介会社(職業紹介事業)は求人企業から紹介手数料を徴収している。求職者から手数料は取っていない。aで禁止しているのは具体的には、人材紹介会社に支払った紹介手数料分の金額を入社してきた労働者に負担させる、ポスター、チラシなどの経費を労働者に負担させるなど。審査では労働者の募集をどのように行っているのか、人材紹介会社などの経費をどのように処理しているのか、従業員の給料から控除していないか説明できるようにしておく。
- 人材派遣業(一般労働者派遣事業):派遣元が自己の雇用する労働者を他社に派遣(派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させる)する形態であり、厚生労働大臣による許可制である。
- 許可番号、許可証の確認、検索サイトで出てくるか。審査では派遣会社が許可を得ているかどのように確認したか説明できるようにしておく。
- どのように業者を調べたか、業者のうわさなどを聞いたか、会社名で検索してグーグルの口コミなどはどうだったか、説明できるようにしておく。
- 日本国内の人材派遣会社を対象であり、外国人技能実習制度の監理団体を含む。

SA9	必須	自己点検の実施	農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。 (1)『+SA専用項目』のすべての管理点についての自己点検 (2) 自己点検の結果、不適合だった項目の改善 ※ 団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。
-----	----	---------	--

- JGAPの管理点同様、+SAの管理点についても審査前に自己点検を行う必要がある。
- 自己点検を行う者については特に制限を設けないが、+SAの学習をした者が行うことを推奨する。農場向けのオンライン研修を受講すればよい。受講証明が発行されるので審査時には受講証明書を確認する。ただし、受講証明書が無くても不適合にはならない。

JGAP用項目			
SA10	必須	水の使用权	水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力している。

- 水の使用量について、行政や地域での取り組みがあるかどうかを聞き取る。
- ある場合にはどのようなルールがあるのか、どのようにそのルールに取り組んでいるのかを説明する。
- 水量の把握までは必要ない。

JGAP+SA

Japan Good Agricultural Practices
+Sustainable Agriculture

取組用チェックリスト

青果物

JGAP2022 +SA Ver.1.0



2024年7月1日 発行
2024年11月1日 運用開始

- FSAの要求事項に対応する管理点はすべて取り組む必要があるため、該当する管理点のレベルが重要・努力の場合は必須に変更する必要がある。

2.5	重要	必須	経営者による改善	a. 農場管理の改善のために、経営者は、以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。 (1) 自己点検(管理点2.4)結果(団体の場合には内部監査結果) (2) 商品の苦情記録(管理点6.4) (3) 外部審査の結果 (4) 苦情・事故・ルール違反記録(管理点1.5) (5) JGAP適用範囲の変更点(管理点1.1) b. 経営者は、上記a.の見直し結果および該当する責任者への改善指示を記録している。 c. 経営者は、食品安全・労働安全・環境保全・人権の尊重について農場全体での意識の醸成を図っている。 ※ 団体の場合は、経営者を団体の代表者と置き換えても良い。
2.7	重要	必須	経営の維持・継続のための対策	農場経営を維持・継続するために、災害等に備えた対策や計画を立てている。
3.3	重要	必須	労働条件の提示	a. 使用者は、労働者に対して、就労前に以下に示す労働条件を文書で示している。 (1) 従事する業務内容と就業する場所 (2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 (3) 労働する時間、休憩時間、休日 (4) 賃金とその支払方法および支払い時期 (5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等) b. 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。
3.4	重要	必須	労働条件の遵守	労働者の人権に配慮した労働条件を確保するために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者の労働時間、休日、休憩は法令を遵守すること (2) 労働者の賃金は、法令で定められた最低賃金を下回らないこと (3) 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金は法令を遵守すること (4) 労働者の賃金は、管理点3.3で定めた労働条件に従った一定期日での支払い (5) 賃金から不当または過剰に控除していないこと

JGAPでレベル変更が必要な管理点②

3.6	重要	必須	使用者と労働者のコミュニケーション	労働者の労働条件・労働環境の改善を図るために、以下に取り組んでいる。 (1) 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録すること (2) 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っていること
3.9	重要	必須	労働者用住居	労務管理上の必要から使用者が労働者に住居を提供する場合、その住居は安全で、健康的な生活環境の整備が行われている。
6.1	重要	必須	商品管理の責任者の責務	a. 商品管理の責任者(管理点2.1)は、以下の業務を統括している。 (1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・栽培方法等) (2) 数量・重量を含む商品仕様 (3) トレーサビリティの管理 (4) 商品の安全や品質の確保 (5) 商品に関する苦情・異常および商品の回収への対応 b. 商品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 商品管理に関する知識の向上
8.2	重要	必須	衛生管理のルール設定と周知	作業着・農産物の衛生管理のために、以下の項目について衛生管理に関する必要なルールを文書化し、作業者および入場者に周知し、実施させている。 (1) 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着 (2) 手洗いの手順、消毒、爪の手入れ (3) 喫煙、飲食、痰や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動 (4) トイレの利用 (5) 農産物への接触 (6) 身の回り品の取扱い
8.3	重要	必須	手洗い設備の整備	作業者が必要時に手洗い設備を利用でき、手洗いによる衛生を確保するために、以下に取り組んでいる。 (1) トイレおよび作業現場近くに、衛生的な水を使った手洗いが可能な手洗い設備の確保 (2) 手洗い設備の衛生的な管理(清掃・メンテナンス) (3) 手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品の設置
8.4	重要	必須	トイレの整備	作業者が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者および環境への汚染防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 作業現場近くに、作業者に対し十分な数のトイレの確保 (2) トイレの定期的な清掃 (3) トイレの衛生面に影響する破損の補修 (4) トイレの汚物・汚水の適切な処理

JGAPでレベル変更が必要な管理点③

9.1	重要	必須	労働安全の責任者の責務	a. 労働安全の責任者(管理点2.1)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。 b. 労働安全の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 労働安全に関する知識の向上 (3) 設備・機械の安全な使用方法の情報の入手および理解 (4) 農場内に応急手当をできる者を配置し、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること (5) 安全を確保するための適切な服装・保護具の用意および管理
9.3	重要	必須	危険な作業に従事する要件	危険を伴う作業を安全に行うために、以下を満たした作業者が担当している。 (1) 安全のための十分な教育・訓練を受けた者(管理点4.1) (2) 法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格または講習等を修了している者(管理点4.2) (3) 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者以外の者 (4) 作業内容に応じた心身機能や能力を有した者 (5) 安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者
9.4	重要	必須	事故発生時の対応	事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるために、以下に取り組んでいる。 (1) 事故・火災の対応手順および連絡網の文書化と作業者への周知 (2) 清潔な水および救急箱の用意 (救急箱の中身は管理点9.2でリスク評価した結果、必要と判断したもの)
9.5	重要	必須	設備・機械・器具の安全な使用	事故防止のために、設備・機械・器具について以下に取り組んでいる。 (1) 取扱説明書やメーカーの指導に従った使用 (2) 安全性を損なう改造の禁止 (3) 設備・機械の購入時には安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種を選択 (4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用(着装等) (5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行 (6) 使用前点検
9.7	努力	必須	労働災害に対する備え(任意加入等)	労働災害に対する備えのために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者が労働災害にあった場合の補償対策 (2) 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策

JGAPでレベル変更が必要な管理点④

11.2	重要	必須	省エネルギーの推進	温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握 (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化および実施 (3) 再生可能エネルギーの採用の検討
13.2.1	重要	必須	生物多様性への配慮①	生物多様性保全のために、以下に取り組んでいる。 (1) 農場周辺に生息する鳥獣の把握と、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の取り組み (2) 圃場が自然保護地域にある場合、行政の指導(開発規制等)に従っている
13.2.2	努力	必須	生物多様性への配慮②	生物多様性保全のために、固有種(在来種)の動植物の保全、生物多様性を活用した持続可能な農業への展開あるいは地域の生物多様性への取り組みへの参加に取り組んでいる。
13.3	重要	必須	外来生物の管理	生物多様性のために、以下に取り組んでいる。 (1) 農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さない管理 (2) 外来生物の活用について、行政の指導の遵守

JGAPでレベル変更が必要な管理点⑤

C1.2	重要	必須	土壌流出の防止	風や水による土壌流出を食い止めるために、必要な耕作技術を利用している。
C1.3	重要	必須	炭素の貯留に配慮した土づくり	土づくり、有機物の地域内循環および温室効果ガス低減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 炭素貯留に配慮した土づくり計画の文書化 (2) 地域内で発生する有機物、植物残渣の積極的な活用
C1.4	重要	必須	汚染水の流入対策	汚水の圃場への流入による土壌および作物に対する影響を防ぐために、周辺の状況(管理点1.2)を確認した上で以下に取り組んでいる。 (1) 流入防止対策 (2) 汚水が流入した場合、作物や土壌に対する食品安全のリスク評価とそれに基づく対策の実施。リスク評価の結果および対策の記録
C2.4	重要	必須	排水・汚水の処理	水質劣化および環境汚染を防ぐために、農場で発生した排水やそれに含まれる植物残渣、掃除ゴミ等を処理している。
C5.4.2	重要	必須	農薬保管庫の管理②	農薬の誤使用、作業者の健康被害を防ぐために、農薬の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 毒物・劇物を警告する表示の実施、他の農薬との区分管理 (2) 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性の確保 (3) ラベルが読める程度の明るさの確保 (4) 保管温度に関する指示の遵守 (5) 購入時の容器のままで保管 (6) 農薬の取り違い防止対策 (7) 使用禁止農薬、最終有効年月を過ぎた農薬の区分管理

JGAPでレベル変更が必要な管理点⑥

C5.4.3	重要	必須	農薬保管庫の管理③	交差汚染、環境汚染を防ぐために、農薬の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 使いかけの農薬は封をしていること (2) 農薬の転倒、落下防止対策の実施 (3) 農薬の流出対策の実施 (4) 保管庫の棚への農薬の吸収・吸着を防ぐ対策の実施 (5) こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具の用意 (6) 農薬が農産物や他の資材に付着しない対策の実施
C5.4.5	重要	必須	農薬の在庫管理	農薬の入庫ごと、出庫ごとの記録がつけられている。記録と実在庫の整合性が取れている。
C6.3.2	重要	必須	肥料等の保管条件	肥料等の品質劣化および環境汚染防止、労働安全、食品安全のために、袋詰めの肥料等の保管について以下に取り組んでいる。 (1) 保管場所に覆いがあり、日光、霜、雨、外部から流入する水による肥料への影響を防いでいること (2) ごみやこぼれた肥料の除去・清掃 (3) 肥料等を直接土の上に置いていないこと (4) 農薬入り肥料および石灰窒素は、ラベルに記載のある保管方法で保管すること (5) 崩落・落下を防ぐ保管方法 (6) 農産物・種苗への汚染防止
C6.3.4	重要	必須	肥料等の在庫管理	肥料等の入庫ごと、出庫ごとの記録がある。記録と実在庫の整合性が取れている。計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。

11.3	重 要	必 須	温室効果ガス(CH ₄)の発生抑制	水田におけるメタンガス発生を抑制するために、必要な対策を実施している。 例えば下記の対策をとっている。 (1) 稲わらは堆肥化後に水田還元している。 (2) 無代かき栽培をしている。 (3) 幼穂形成期前の中干処理をしている。 (4) 幼穂形成期前及び出穂後の間断灌漑をしている。 (5) 暗渠排水・心土破碎等の処理による透水性の改善をしている。 (6) 含鉄資材の使用等により土壌の酸化容量を高めている。 (7) 稲わらの秋すき込みをしている。
C6.1.6	重 要	必 須	濁水流出による水質汚染の防止	水田代かき後の濁水流出防止の対策を実施している。

・上記2点は穀物のみのレベル変更となる。

農場用管理点と適合基準と異なり、専用項目を用意するのではなく差し替えであることに注意する。

3.1役割分担について+SAの管理点についても事務局と農場の役割分担を決め、文書化する。例えば、土地の利用権や購入については各農場が責任を持ち、商取引や法令遵守については団体共通の方針や法令入手の手順とする、禁止農薬についても団体共通の農薬リストで対応する、など。

3.2団体マニュアルの条件は3.1の役割分担で決めた通りに事務局と農場がそれぞれ行うべきルールをマニュアルに組み込む。+SAの部分だけ新しく+SAのマニュアルを作るのではなく、既存のJGAPの団体マニュアルに付け加える形でよい。

4.2.1内部監査員の要件としては+SAの学習を行うことを求めている。これは農場向けのオンライン研修を受講すればよい。審査では受講証明書を見せればよい。

JGAP用項目			
3.1	必須	団体事務局とサイトの役割分担	団体事務局とサイトの役割分担を明確にするために、『JGAP・+SA農場用 管理点と適合基準』の管理点ごとに団体事務局とサイトの役割分担を文書化している。
3.2	必須	団体管理マニュアルの条件	以下の条件を満たす団体管理マニュアルを作成している。 (1) 団体事務局が『JGAP・+SA団体事務局用 管理点と適合基準』を実践するための方法・手順の確立 (2) 管理点3.1の役割分担に基づき、団体事務局が『JGAP・+SA農場用 管理点と適合基準』を実践するための方法・手順の確立 (3) 管理点3.1の役割分担に基づき、サイトが『JGAP・+SA農場用 管理点と適合基準』を実践するための方法・手順の確立
4.2.1	必須	内部監査員、内部監査補佐役の要件	a. 内部監査員は以下の要件を満たしている。 (1) JGAP指導員基礎研修の合格および指導員資格の維持 (2) JGAP団体認証研修の合格 (3) 上記(1)(2)を満たせない場合は、同等の力量を持つこと (4) 協会が指定する+SA教材の学習 b. 内部監査補佐役は以下の要件を満たしている。 (1) JGAP指導員基礎研修の合格および指導員資格の維持 (2) 上記(1)を満たせない場合は、同等の力量を持つこと (3) 協会が指定する+SA教材の学習

+SA

https://jgap.jp/download/#plus_sa

+SA基準文書

 +SA Ver.1.0（2024年7月1日発行、2024年11月1日運用開始）

総合規則

 [+SA総合規則 Ver.1.0](#) 

農場用 管理点と適合基準

 [【+SA】農場用管理点と適合基準 Ver.1.0](#) 

団体事務局用 管理点と適合基準

 [【+SA】団体事務局用管理点と適合基準 Ver.1.0](#) 

取組用チェックリスト

※取組用チェックリストは『JGAP/ASIAGAP 管理点と適合基準』および『+SA 管理点と適合基準』を組み合わせたチェックリストです。農場での取り組みの利便性を考慮して参考として作成されたものです。

 [【JGAP+SA】取組用チェックリスト2022青果物.pdf](#) 

 [【JGAP+SA】取組用チェックリスト2022穀物.pdf](#) 

 [【JGAP+SA】取組用チェックリスト2022茶.pdf](#) 

 [【JGAP+SA】取組用チェックリスト2022団体.pdf](#) 

 [【ASIAGAP+SA】取組用チェックリストver.2.3改定1版 青果物.pdf](#) 

 [【ASIAGAP+SA】取組用チェックリストver.2.3改定1版 穀物.pdf](#) 

 [【ASIAGAP+SA】取組用チェックリストver.2.3改定1版 茶.pdf](#) 

 [【ASIAGAP+SA】取組用チェックリストver.2.3団体.pdf](#) 

解説書

※解説書は適合基準への理解を深めるための解説を加えたものです。審査の基準や要求事項ではないことに留意して、参考にご活用下さい。

 [【+SA】解説書2024年7月版](#) 

+SA

Plus Sustainable Agriculture
Ver.1.0

解説書

2024年7月版



2024年7月1日 発行

番号	レベル	管理点	適合基準	解説
+SA専用項目				
SA1	必須	土地の利用権	土地を使用する権利を確認できる法的記録がある。 または正当な所有権、借地権があることを説明できる。	土地を使用する権利を確認できる法的記録には、登記事項証明書（登記簿謄本）や登記済権利証、賃貸借契約書、固定資産税納税通知書などがあります。これらの法的記録がない場合は、正当な所有権、借地権があることを文書または口頭により説明します。 取組例 ・借地権の概要について記載した帳簿を作成する。
SA2	必須	土地の購入	土地を購入する場合は以下の条件を満たしている。 (1) 公式・非公式にかかわらず土地所有権を設定していない場合は、耕作を行う権利を示す文書がある。 (2) 購入する土地の境界が明確でない場合は、近隣住民や地元の市町村がその土地の所有権を認めている。 (3) 土地の所有権に関し紛争がある場合は、話し合いにより公平かつ適時に処理されている。	これから購入する土地、過去1年に購入した土地が対象です。
SA3	必須	商取引の透明性	商取引について、以下の取り組みを実施している。 (1) すべての商取引に関連する文書を保持している (2) 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為を行わないことを明確化している。	取組例 (1) 領収書、請求書、振込記録などを保管する。 (2) 贈収賄、汚職、恐喝、横領、業務上の利益相反、詐欺行為を行わないことを農場管理の方針に盛り込む、あるいは宣言する書面を作成し押印して保管する。

本研修の視聴だけでは研修受講証明書は発行されません。確認テストの実施が必要となります。

確認テストを完了した方にPDFで受講証明書が送られます。満点が要件ではないので間違った部分は正解を確認すれば十分です。テストは1回のみです。満点になるまでテストを繰り返す必要はありません。

確認テストはグーグルフォームです。日本GAP協会ウェブサイトの+SAのページに確認テストへのリンクがあります。